

「(仮称)各務原市こども計画」策定方針 (案)

令和6年7月

1 策定の趣旨

各務原市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「各務原市子どものみらい応援プラン〈各務原市子ども・子育て支援事業計画〉」を、令和2年3月に「各務原市子どものみらい応援プラン〈第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画〉」を策定し、子育て家庭への支援に関するさまざまな事業の推進に努めてきました。

「(仮称)各務原市こども計画」(以下「本計画」という。)は、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念等に基づき、本市のすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に推進するために策定します。

2 計画の位置づけ

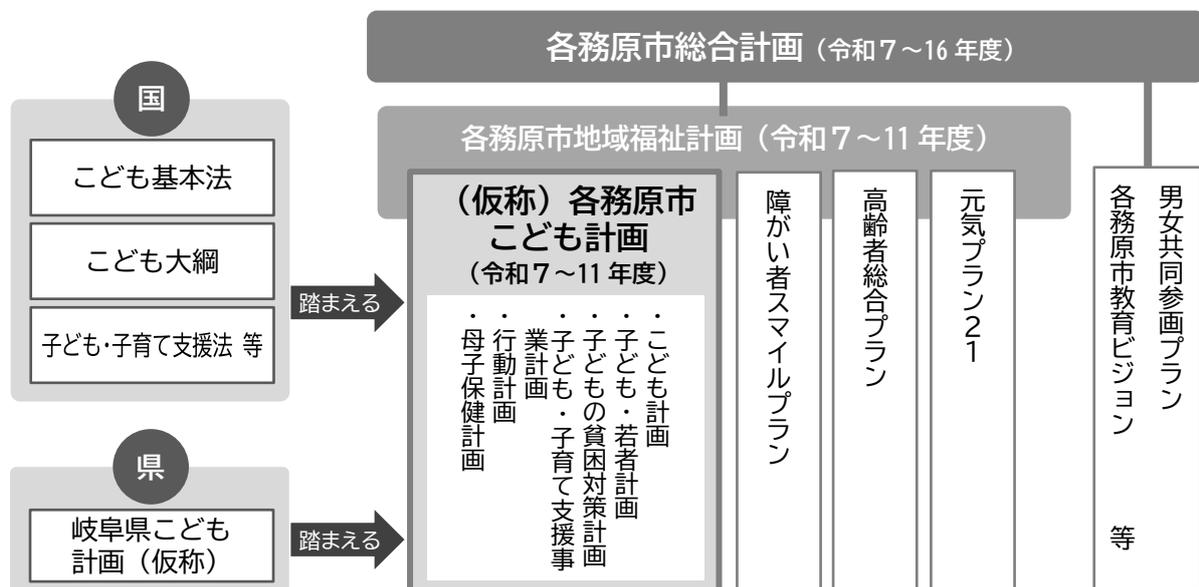
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

なお、「各務原市総合計画」及び「各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図りながら策定しています。

■計画の位置づけ



■「こども基本法」抜粋

<p>(都道府県こども計画等)</p> <p>第 10 条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。</p> <p>5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。</p>
--

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。
 また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■計画の期間

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画の調査・策定		各務原市こども計画（5 年間）				

4 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法をふまえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者としますが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者をさします。

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

5 計画の策定体制

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者等からの意見聴取機会を設けることとします。

また、計画の内容については「各務原市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定します。

区分	内容
①ニーズ調査 【実施済】	<p>対象 : 各務原市内の就学前児童保護者、小学生児童保護者</p> <p>配布数 : 4,900 件 (就学前児童保護者 2,450 件、小学生児童保護者 2,450 件)</p> <p>回収数 : 998 件 (回収率 20.4%) (就学前児童保護者 479 件、小学生児童保護者 519 件)</p> <p>期間 : 令和5年12月1日～令和6年1月8日</p> <p>実施方法: WEB回答方式</p>
②こども・若者の生活と意識に関する意識調査 【実施中】	<p>対象 : 各務原市内在住・在勤・在学の10歳～39歳までの市民</p> <p>期間 : 令和6年7月～9月</p> <p>実施方法: WEB回答方式 小学5年生・中学2年生…学校を介して通知 小学5年生・中学2年生以外…広報誌及びHPに掲載</p>
③高校生×大学生 ワークショップ 【実施予定】	<p>対象 : 各務原市内在住・在学の高校生、大学生</p> <p>実施日 : 令和6年8月6日(火)</p> <p>定員予定: 25名</p>
④岐阜県「子ども調査」 【実施済】	<p>対象 : 岐阜県内の小学校5年生及び中学校2年生の子どもと、小学校1年生小学校5年生及び中学校2年生の保護者</p> <p>配布数 : 10,000 件 (子ども 4,000 件、保護者 6,000 件)</p> <p>回収数 : 4,447 件 (回収率 44.5%) (子ども 1,596 件、保護者 2,851 件)</p> <p>期間 : 令和5年11月1日～11月30日</p> <p>実施方法: 郵送配布・郵送及びWEB回収</p>
⑤パブリックコメント 【実施予定】	<p>令和7年1月頃実施(予定)</p> <p>計画案を広く市民に公表し、意見を募る。こども・若者からも意見が出やすいよう、配布場所や意見の収集方法を検討</p>

【参考】 こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

【参考】 こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

（１）ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

(2) ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等

6 計画の方向性

(1)「(仮称)各務原市こども計画」の構成について

本計画は、下記の構成で策定します。

■計画の構成（案）

第1章 計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置づけ
3	計画の期間
4	計画の対象
5	国におけるこども・若者政策の状況
第2章 各務原市のこども・若者等を取り巻く現状	
1	人口や世帯、こどもの状況
2	教育・保育の状況
3	こども・子育て支援事業の事業実績
4	ニーズ調査等からみる現状
5	こども・若者からの意見
6	第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画の総括
第3章 基本構想	
1	基本理念
2	基本目標
3	施策の体系
4	重点プロジェクト
第4章 施策の展開	
	基本目標1 …
	基本目標2 …
	…
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みと確保方策	
1	教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の推計
2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容
3	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容
第6章 計画の推進	
1	計画の推進体制
2	推進するための実施主体の役割
3	数値目標
4	計画の評価・検証体制
資料編	

※現時点での案であり、変更する可能性があります。

(2)計画の基本理念についての考え方

本市では、これまで「各務原市子どものみらい応援プラン〈第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画〉」において「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔地域全体で育むために～」を基本理念として掲げ、こども・子育てに関する施策を推進してきました。

また、市の最上位計画である総合計画においては、将来都市像として「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち～しあわせ実感 かかみがはら～」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たな基本理念を設定します。

第2期計画における基本理念

すべての子どもと親が幸せを実感できるまち
～子どもと家族の笑顔地域全体で育むために～

各務原市総合計画(2025年～2034年)における将来都市像

もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち
～しあわせ実感 かかみがはら～

出産・子育て・教育に関する基本目標
みんなで心豊かな子どもを育むまち

国のこども大綱における目指す社会の姿

こどもまんなか社会
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

各務原市のこども・若者の意見

こども・若者アンケートやワークショップ意見から抽出したキーワード

新たな基本理念案を検討

(3)指標の設定

こども大綱には、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標(アウトカム)として数値目標が設定されています。本計画においても、この目標を踏まえ、本市独自の数値目標を設定します。

7 事業量の設定

本計画は子ども・子育て支援事業計画としても位置付けており、「子ども・子育て支援法」においては、市町村子ども・子育て支援事業計画は国が定める基本指針に即して5年を一期とする計画を定めるものとされており、令和6年2月に公表されています。

■地域子ども子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・妊婦健康診査
- ・産後ケア事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業

8 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子育て応援課を中心として関係各課と連携しながら全庁的な取り組みを進めるとともに、「各務原市子ども・子育て会議」において、各事業の進捗状況の報告・評価など進行管理を行います。

